株主各位

東京都港区南青山六丁目7番2号株 式 会 社 ク シ ム 代表取締役社長 中川 博 貴

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年10月20日(火曜日)午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本株主総会につきましては、適切な感染防止対策をとった上で、開催させていただくことといたしますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点ならびに安全を第一優先としていただき、可能な限り、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への 来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします(https://www.kushim.co.jp/ir/news)。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限まで に到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」及び4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 2020年10月21日(水曜日)午後2時(受付開始 午後1時)

 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号 アイビーホール青学会館 2階「ミルトス」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目的事項
決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予

約権の無償割当て)の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (https://www.kushim.co.jp/) に掲載させていただきます。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権 行使書用紙を会場受付にご提出く ださい。

株主総会開催日時

2020年10月21日(水曜日) 午後2時[受付開始:午後1時]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案 に対する賛否をご表示いただき、 行使期限までに到着するようご返 送ください。

行使期限

2020年10月20日(火曜日) 午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、 当社の指定する議決権行使ウェブ サイトをご利用いただき、行使期限 までに賛否をご入力ください。

行使期限

2020年10月20日(火曜日) 午後6時まで

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子 行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の 名義株主様(常任代理人様を含みます。)は、当該プ ラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク) (0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行 使 期 限 2020年10月20日(火曜日)午後6時まで

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。 再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する 場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確 認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。

画面イメージの一部です。





以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の5,083,200株から16,000,000株に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 5,083,200株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 16,000,000株とする。

第2号議案 ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)の件

会社法第277条に基づき、「ノンコミットメント型ライツ・オファリング」(以下「本ライツ・オファリング」といい、本ライツ・オファリングにより発行される株式会社クシム第8回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を、以下のとおり、また、下記発行要項記載の要領で実施することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本ライツ・オファリングの実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要求されておりませんが、本件は、(i)株主様にとって、新株予約権の行使に当たり資金拠出が必要になること、(ii)株価の下落などの影響を受ける可能性があること、(iii)東京証券取引所の新株予約権証券の上場に係る有価証券上場規程においても、増資の合理性に係る評価手続が求められていることなどの理由から、当社としましては、より充実した情報提供及び株主の皆様の御承認をいただくことが必要であると考えます。

さらに、本ライツ・オファリングの実施により調達した資金については、中期経営 計画の達成をより確実にすることを目的として各種施策の実行に充当する予定であり、 特にM&Aを中心とした事業投資を積極的に行い非連続な成長を狙いとしていることに鑑みると、本ライツ・オファリングの合理性評価手続として証券会社による審査を受けた場合では、審査に相当な時間を要することが想定されることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第2号に則り、2020年10月21日(水)に開催予定の当社臨時株主総会において、出席(書面投票を含む)された株主の皆様の議決権の過半数の承認を得ることを、本ライツ・オファリングの実施の条件といたしました。

1. ライツ・オファリングの概要

(1) 無償割当ての概要

2020年10月31日(土)を株主確定日とし、当該株主確定日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で株式会社クシム第8回新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第277条)の方法により割り当てます。

①新株予約権の名称

株式会社クシム第8回新株予約権

- ②新株予約権の目的となる株式の種類及び数本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株
- ③本新株予約権総数

当社の基準日現在の発行済株式の総数(ただし、当社が有する当社普通株式の数を除く。)と同一の数とする。なお、2020年8月31日現在の発行済株式の総数(自己株式の控除後)3,976,294株を基準日現在の株式数と仮定すると3,976,294個となるが、株主確定日は2020年10月31日(土)であり、それまでに発行済株式の総数(自己株式控除後)が変動した場合は、これと異なる可能性がある。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

1個(1株)につき700円

本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日(2020年9月9日(水))の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値1,400円を2で除した結果の値。

ただし、2020年10月27日(火)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「条件決定日株価」という。)が、1,400円を下回る場合には、条件決定日株価を2で除した金額(小数点以下切り上げ)とする。

2. 本ライツ・オファリングの目的等

(要約)

当社グループは、2019年5月に当社グループが描く将来像と新たなビジョンを掲げ、それに基づいて数値目標(2022年10月期に売上3,068百万円、営業利益772百万円)を策定し中期経営計画として公表いたしました。当該計画数値は、個々の数値積み上げといった具体的な根拠によるものではない、将来の目標数値として掲げたものであります。

公表しました中期経営計画の達成の前提は、既存事業の自律成長とM&Aによる成長の両輪としておりましたが、既存事業の自律成長の中で特に「iStudy Academy」事業が想定通りの成長に至らず、それが原因で中期経営計画の達成が困難な見通しとなりました。しかしながら、当社は引き続き中期経営計画の達成を目指し、当初の中期経営計画と比べてM&A成長の比重を高め、M&Aを成長手段としてダイナミックに経営資源を獲得することによって、企業価値向上のために企業変革をして参ります。このように、

主にM&Aを実施するため、本ライツ・オファリングにより資金調達を行いたいと考えております。

(1) 当社グループの状況及び資金調達の目的

当社は、「HR Tech*1 × Ed Tech*2 の分野にて日本を代表するソリューションカンパニーを目指す」という新たなビジョンを掲げ、第二の創業期としてこれまで着手してきた改革フェーズから、次なる成長ステージへと歩みを進めております。また、2022年までの中期経営計画を羅針盤に、「収益力の大幅向上」 と「業態のトランスフォーム」の加速に着手しております。

当社の創業事業であるeラーニングサービスは、延べ2,000社以上・約1,000,000人のITエンジニアのスキルアップやキャリア形成を支援させていただきました。現在では、当社の事業領域は、創業事業である「eラーニング事業」に加え、高度ITエンジニアによるシステム開発請負と高度ITエンジニアの育成・紹介まで一気通貫したサービスとして提供する「アカデミー事業」、そして、次なる成長エンジンとしたい戦略領域である「インキュベーション事業」に至るまで業態は拡大しております。また、2019年10月に株式会社エイム・ソフト(代表者:中川博貴 本社:東京都港区南青山六丁目7番2号 以下「エイム・ソフト」といいます。)を、同年11月1日に株式会社クシムテクノロジーズ(代表者:代表取締役社長 中川博貴 本社:東京都港区南青山六丁目7番2号 旧東京テック。 以下「クシムテクノロジーズ」といいます。)をグループ化し、これらのグループ子会社を通じて先端IT技術領域のエンジニアの供給と先端IT技術の社会実装を図り、我が国企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進、支援する新たなビジネスモデルを構築しつつあります。

さらに、当社グループは、産業のデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進を使命とする一企業集団として、あらゆるサービスのデジタル化が進む時代において重要視されるUI/UX設計やグラフィックデザイン等の専門能力を獲得・強化したいことや、ブロックチェーン技術の開発及び導入を支援する当社事業において暗号資産の研究や試験運用を重ねることで知見を蓄積したいと考えた結果、2020年3月に株式会社クシムインサイト (代表者:代表取締役社長 中川博貴 本社:東京都港区南青山六丁目7番2号 旧CCCT。以下「クシムインサイト」といいます。)が有するUI/UX部門及びブロックチェーン開発機能を取得、2020年5月には当社主力製品であるLMSのユーザーインターフェースの3Dグラフィック開発、3D×eラーニングの新たなプロダクト開発を企図し、2020年5月に株式会社イーフロンティア(以下「イーフロンティア」といいます。)をグループ化いたしました。

事業セグメント**別の状況としましては、eラーニング事業では、法人向け学習管理システムである「iStudy LMS」及び「SLAP」はシステム保守及びカスタマイズ開発による既存クライアントからの固定的な収益が年間1.5億円程度の収益源である中、新型コロナウイルスの影響により働き方・研修の在り方・社員の能力育成を検討する企業

が増え、eラーニングのニーズ拡大が追い風となり、売上は前年同期間比較(新型コロ ナウイルスの影響がある2020年3月~2020年7月累計比較)122%増加となりました。 現に、社会貢献事業として実施した『学校教育機関向け「SLAP」無償提供キャンペー ン』は、先生・生徒間でのオンデマンド授業を実現し、未参入だった学校教育市場に おいて2020年3月より学校教育機関への営業開始から半年で合計10,000IDを獲得する ことができました。各種研修講座・サービス・eラーニングコンテンツにおいては、引 き続き先端技術分野のコンテンツの拡充を図っております。また、企業のオンデマン ドコンテンツ制作ニーズが高まり、スタジオ利用が増加していることや、AI資格(E資 格、G検定)対策コースやブロックチェーンスキルコース、注目度の高い先端リードテ クノロジー分野のコース開発も継続するなど、デジタル時代の到来を見据えた展開を しております。以上の結果、2020年10月期第3四半期累計期間のセグメント売上高626 百万円、EBITDA175百万円、セグメント利益157百万円となりました。しかしながら、 当社が中期経営計画で掲げる成長カーブと比した場合、「SLAP」の獲得顧客数増加とe ラーニングコンテンツの質と量を同時に高めるなど収益多角化への取組が必要となり、 その手段としては一定の効果を得られるまでに計画外の販売促進活動への投資が避け られないと考えております。また、eラーニングビジネスを年率2倍以上の規模感で拡 大しようとする場合、最もeラーニングの普及が進む中国およびアメリカのように、 「K-12」と称される小学校から高等学校までの12年間に該当する教育期間の未開拓マー ケットに参入するビジネスモデル及び組織体制への移行が必要となり、これまで少数 精鋭で経営してきた当社グループにとっては短期間で集中的な組織への投資が必要に なろうと仮説立てております。ゆえに、当社の組織規模とeラーニングを取り巻く市場 の成熟状況を踏まえた投資リターンの期待確度を考えると、短期間での過大な投資に よる拡大戦略を選択せず効率化による利益率向上を目指して参りたいと考えておりま す。

アカデミー事業においては、当セグメント売上の大部分を構成するITエンジニアによる客先常駐開発及び顧客システムの受託開発が、新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言発令による影響を直接的に受け、新規案件や契約の更新時期が集中する4月及び5月に契約見合せが相次ぐ結果となりました。このような影響を受け、システムエンジニアリング業界では、中小規模の事業者の倒産や廃業が多いとされていますが、クシムテクノロジーズは、単月黒字を維持し続けていることからコストが最適化された経営ができていると評価しております。一方、エイム・ソフトは、従来から新卒採用を中心とした規模の拡大策を採り続けていたところ、新型コロナウイルスによる急速な需要縮小による外部環境変化への対応が遅れ、2020年10月期第3四半期で赤字に転落する結果となりました。これに対しては、採用活動の見直しや間接コストの削減に着手、実行する一方、ITエンジニアの習得技術及びパフォーマンスの数値化を踏まえた営業戦略の再設計による対処を施した結果、エンジニアの稼働率は90%の定常状態に回復し、第4四半期からは単月黒字化まで回復をしております。以上の結

果、2020年10月期第3四半期連結累計期間のセグメント売上高525百万円、EBITDA△3 百万円、セグメント損失49百万円となりました。

インキュベーション事業においては、M&Aにより獲得したクシムインサイトのUI/UX 設計、及びグラフィックデザインの機能が、連結対象各社とのシナジーを創出しております。UI/UXデザイナーを当社グループの機能として獲得した結果、クシムにおいてeラーニングコンテンツ及び動画コンテンツの制作受注などの提案力が向上し、かつ、グループブランディングをいっそう強化していると評価しております。2020年10月期よりクシムインサイト単体の業績も黒字を維持しており、当セグメント利益のおよそ4~5割を稼ぐ貢献をしております。一方、提携関係にあるチューリンガム株式会社(代表者:代表取締役 紅谷陽介 本社:東京都千代田区神田鍛冶町三丁目7)との案件開拓のプロジェクトもスタートし、2020年10月期第4四半期より収益への貢献を予定しております。以上の結果、2020年10月期第3四半期連結累計期間のセグメント売上高145百万円、EBITDA26百万円、セグメント利益23百万円となりました。

一方、グループ横断的な経費削減策も実施しております。当社の全ての連結対象子会社等5社は、2020年7月末~8月にかけて本社移転及び縮小を実施し、来期の2021年10月期より約30百万円の年間賃料コストの削減が見込まれております。また、エイム・ソフトにて2020年の年明け2月頃まで意欲的に実施していた採用活動も大幅に縮小し、約15百万円以上充当していた採用コストをおよそ10分の1程度まで削減する手当をいたしました。これによる業績への影響は2021年10月期より反映される予定です。さらに、グループ全社で、テレワークの推進及び定着により、各種会議体、通勤費及び移動交通費の削減、業務のデジタル化による効率化並びに賃金の最適化を推し進め、生産性向上により間接経費を2021年10月期より年間約10百万円削減する予定です。

このように各法人ののれんを除く単体損益は黒字化できており、新型コロナウイルスのような世界規模の急速な外部環境変化にも対応するべく経費削減も実施しているものの、当社グループの既存事業の自律成長の範囲では、連結6社で構成される本部販管費及びのれん償却費を賄った上で中期経営計画の利益水準に到達するのは困難であるとの見通しを立てております。具体的には、中期経営計画である2022年10月期売上3,068百万円・営業利益772百万円の達成を以下3つの成長により実現をしようと計画しておりましたが、計画達成の障害が生じたことがその理由となります。

- ①【既存事業の自律成長】LMS及びeラーニングの既存事業の売上高成長
- ② 【既存事業の自律成長】「iStudy Academy」事業の成長
- ③【M&Aによる成長】M&Aを含む資本業務提携による新業態獲得による成長

①LMS及びeラーニングの既存事業の売上高成長は、eラーニングに対する市場ニーズの高まりも追い風となり堅調に推移しております。②「iStudy Academy」事業の成長は、2022年10月期に売上12億円・事業売上総利益9億円を目指す成長戦略を描いておりましたが、当該事業をゼロからビジネスを立ち上げるにあたり想定以上のWeb広告等へのマーケティング投資を継続していく必要がある一方で収益獲得が十分に見込めないと

いう認識に至り、マーケティング投資を抑制して事業運営をするという方針転換をした結果、2020年10月期第3四半期連結累計期間の当該事業の売上は25百万円程度を見込み、2022年10月期に売上12億円達成には大きく及ばない見通しとなりました。③M&Aを含む資本業務提携による新業態獲得による成長は、5社のM&Aを行い、かつ高いブロックチェーン技術を有するチューリンガム株式会社を始めとした他企業との資本業務提携及び業務提携も実現することができ、中期経営計画前には無かった事業資産を獲得できております。従いまして、②「iStudy Academy」事業の成長が想定通りにいかなかったことが、計画達成阻害の主因となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により社会構造やビジネス構造が大きく変わり、かつ不確実性の高い今日の経済情勢下においても、引き続き中期経営計画で掲げた目標数値は変更せず、当社グループはその達成を最後までこだわり続けるためにM&Aの比重を高め経営資源をダイナミックに獲得していくことこそ、結果的に新たな環境変化や社会構造の変化に適応できるのではないかという考えに至りました。以上により当社グループはM&Aにより注力するため、その資金調達手段として本ライツ・オファリングを採択して中期経営計画の達成にチャレンジしていきたいという考えに至りました。

従って、当社グループは、2022年10月期中期経営計画である売上3,068百万円、営業利益772百万円の達成をより確実にするため、①M&Aを含む更なる事業投資、②急拡大する組織運営のための人材投資を図っていきたいと考えております。

具体的には、「HR Tech× Ed Tech の分野にて日本を代表するソリューションカンパニーを目指す」というビジョン、およびデジタルトランスフォーメーション(DX)推進との関連性から、①M&Aを含む更なる事業投資としましては、

・HR Tech/Ed Tech領域(当社注力領域)

HR (人事) 領域では、人事関連システム開発、人材紹介事業をイメージしております。Ed-Tech (教育) 領域では、人材教育研修事業、教育コンテンツ開発、VR等のデジタル技術による動画コンテンツ制作などをイメージしております。いずれも、当社のLMSの機能強化、eラーニングコンテンツのリッチ化に資するものと考えております。

・先端リードテクノロジー領域 (ブロックチェーン、AI、IoT)

ブロックチェーン、AI、IoT、ビッグデータ、ITセキュリティ等のIT技術を活用した 事業内容を想定しております。

シナジー効果は、これらの技術のeラーニングコンテンツ化と研修育成パッケージ化を施し技術者の育成が考えられます。当社にとっては、コンテンツの拡充と自社のITエンジニアの能力開発に資するものと考えております。また、これらの技術を用い、顧客企業の事業課題の解決やIT活用による効率化、システムプロダクトの開発請負が可能となります。

- ・IT技術のSES事業 (ITエンジニア数の規模追求) ITエンジニアの量の増加により、収益拡大による直接的なシナジーを期待できます。
- ・デジタルマーケティング事業(当社グループに不足する機能)

当社グループではデジタルマーケティングを事業とする機能はなく、これまでも BtoCに向けた積極的なマーケティング経験はございません。「iStudy Academy」やBtoC に向けたeラーニングコンテンツ販売を拡大していくことを考えると、デジタルマーケティング事業を機能として保有したほうが外部業者を利用し続けるよりコストパフォーマンスが高いものと考えております。

を対象としたM&A又は事業買収を積極的に行い、既存事業の成長のみに頼らずに、中期経営目標の達成を目指して参ります。

また、②急拡大する組織運営のための人材投資としましては、当社グループは1年間で連結対象子会社等が5社増加する一方、グループ横断的な事業推進や管理系バックオフィス部門の人員体制が十分ではないので、適切に増員補充を行うことで今後の事業拡大に向けた戦略的な取組が可能となり、当社の使命である企業価値及び株式価値の向上が図れると判断しております。

このように、M&A戦略を中心に据えながら取得予定法人の統合効果を最大化するための統合プロセスと成長投資を加速しつつ、自社プロダクトの発展的開発に着手することを中期経営計画達成の成長ドライバーとし、それを下支えする人材投資を適時適切に実現していくためには、十分な手元資金の確保が重要であると考えます。また、かかる資金確保の方法として、中長期的な経営環境の変化にも柔軟に対応できる自由度の高い資金を確保する観点から、エクイティ・ファイナンスであることが望ましいと考えております。

※1 HR Tech・・・・ テクノロジーの活用によって人材育成や採用活動、人事評価などの人事領域の業務の改善を行うソリューション群を指す言葉で、HR (Human Resources) とテクノロジー (Technology) を組み合わせた造語。スタートアップ企業が市場の成長を牽引しており、数十億円規模の資金調達に成功する企業も数多く現れるなど注目を集めております。

※2 Ed Tech・・・・・ Education (教育) とTechnology (テクノロジー) を組み合わせた造語。この分野は、進歩を続けるテクノロジーの力を使い、教育にイノベーションを起こすビジネス領域として注目を集めております。

※3 事業セグメント・・当社は、2020年10月期(当連結会計年度)より、事業セグメント分類を「ソフトウェア事業」「研修サービス事業」の2セグメントから、「eラー

ニング事業」「アカデミー事業」「インキュベーション事業」の3セグメントに変更しております。

3. 本ライツ・オファリングの日程

日程	内容
2020年8月31日 (月)	臨時株主総会の基準日
2020年9月10日 (木)	取締役会決議日 本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出 書提出日
2020年9月10日 (木)	本新株予約権無償割当ての総株主通知請求
2020年9月26日 (土)	本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出 書の効力発生日
2020年10月21日 (水)	臨時株主総会
2020年10月27日 (火)	行使価額確定
2020年10月31日 (土)	株主確定日
2020年11月2日(月)	本新株予約権無償割当ての効力発生日 新株予約権上場日(予定、東京証券取引所よ り後日発表)
2020年11月2日(月)から2020年12月9日(水)まで	本新株予約権行使期間 (予定)
2020年11月16日 (月)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日(予 定)
2020年12月3日(木)	本新株予約権の市場での売買最終日(予定)
2020年12月4日(金)	新株予約権上場廃止日(予定、東京証券取引 所より後日発表)

4. 本ライツ・オファリングを選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様の利益保護を実現させるべく、 公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。以下のその他の資金調達方 法を検討した結果、今回の資金調達方法としてノンコミットメント型ライツ・オファ リングの方法を選択することといたしました。

① その他の資金調達方法の検討について

当社は、本資金調達方法以外に以下のような調達方法も検討いたしましたが、それ ぞれ以下の理由により採用いたしませんでした。

A. 金融機関からの借入れや普通社債による調達

銀行借入や、普通社債による調達については、金利や手数料等の費用負担が増加するとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれることから、財務基盤を盤石に保つ観点からは、今回の資金調達の手法としては適切でないと考えております。

B. 公募增資

当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性がありますが、2019年10月期における当社の連結経営成績は、売上高754百万円、営業損失4百万円、経常損失5百万円を計上していること、また、当社の現在の時価総額規模が想定される水準より小さいということから、証券会社数社と接触し打診をしたものの、増資の引受けに御対応いただけないという回答でございました。したがって、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外することとせざるを得ないと判断いたしました。

C. 第三者割当による株式、新株予約権又は転換証券の発行

第三者割当による株式、新株予約権又は転換証券の発行につきましては、既存株主の皆様に持分の希薄化にさらなる影響を及ぼすこと、及び、当社の経営権の安定性を保持しながら、当社の株式を引き受けていただけることを前提として、当社が今後必要としている資金調達額を考慮した上で、当該規模のエクイティ・ファイナンスを引き受けていただける可能性のある割当見込先の紹介を金融機関に打診したところ、具体的な引受けの条件等の協議を行う相手先が見つからなかったことから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てにつきましては、 株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権の行使を望 まない株主の皆様が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であること から、株主の皆様の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法で はないと考え、資金調達の方法から除外いたしました。

E. ライツ・オファリング (コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オファリング (特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関があらかじめ一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、そ

の全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オファリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オファリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、コミットメント型ライツ・オファリングの実現可能性について、証券会社に打診を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしましたが、上記の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等に鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、コミットメント型のライツ・オファリングについては、具体的な引受けの条件等の協議を行う証券会社が見つからなかったことから、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

5. ノンコミットメント型ライツ・オファリングを選択した理由

上述の「2.本ライツ・オファリングの目的等(1)当社グループの状況及び資金調達の目的」に記載する①M&Aを含む更なる事業投資、②急拡大する組織運営のための人材投資に際しては、以下に述べるライツ・オファリング(ノンコミットメント型)の特長や、他の資金調達方法の検討を行った結果、本資金調達の方法として、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを選択することといたしました。

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるということが挙げられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様に広く御理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場する予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希

— 15 —

薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。前述の「4. 本ライツ・オファリングを選択した理由 ① その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当による株式、新株予約権又は転換証券の発行」に記載のとおり、第三者割当による株式、新株予約権又は転換証券の発行による資金調達においては、既存株主の皆様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業を御支援いただける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、取得した新株予約権を行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、当社は、発行した新株予約権が行使されることで資金 調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は、本新株予約 権について市場を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調 達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。この点、株主の皆様につきまして は、「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当 て)に関するお知らせ」

(URL: https://www.kushim.co.jp/ir/news/pr_20200910_4) 及び本新株予約権に係る有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)

(URL: https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) 及び2020年9月10日付けで公表いたしました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」

(URL: https://www.kushim.co.jp/ir/news/pr_20200910_5) 等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分に御理解いただきたく存じます。以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え実施することといたしました。

6. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。以下は、本新株予約権の行使比率を50%と仮定した場合(本新株予約権の総数 3,976,294個のうち、1,988,147個分が行使された場合)における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。なお、行使比率を50%とする仮定については、過去に実施されたノンコミットメント型ライツ・オファリングの他社事例を参考として設定しております。また、以下の発行諸費用のうち、本新株予約権無償割当てにおけるアドバイザリー業務の委託報酬、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、IRや株主対応費用及び名簿管理人手数料については本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

フィナンシャル・アドバイザーである株式会社コア・コンピタンス・コーポレーシ ョン (代表者:代表取締役 田原弘之 所在地:東京都渋谷区渋谷二丁目2番5号) は、当社の資本政策及び事業計画の作成及び遂行をかねてから支援いただいているこ とから当社の状況について理解をいただいており、また、複数の上場企業や当社と業 務提携関係にある株式会社フィスコ(代表者:代表取締役社長 狩野仁志 本社:東 京都港区南青山五丁目13番3号)及び株式会社CATCA(代表者:代表取締役社長 鈴木 伸 本社:東京都港区南青山五丁目11番9号)のエクイティ・ファイナンスにおいて、 開示書類の作成等の支援を行っている実績等を勘案し、フィナンシャル・アドバイザ ーとして選定することといたしました。なお、フィナンシャル・アドバイザー報酬決 定の経緯として、本ライツ・オファリングに関する事前相談及び経営管理資料の作成 の過程において、当社は管理コストの削減のため、管理部門の人員について必要最低 限の規模で運営を行っており、専門的な知見及び経験を持つ人員が管理部門において 限られていることから、相応の業務を株式会社コア・コンピタンス・コーポレーショ ンに依頼することが前提となることを踏まえ、協議の上決定することといたしました。 また、フィナンシャル・アドバイザーにつきましては、上述のとおり当社と業務提携 関係にある株式会社フィスコ及び株式会社CAICAのアドバイザーとしての関係がござい ますが、当社取締役のいずれとも人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係 はありません。

なお、本新株予約権無償割当てによる当社の資金調達額は、行使価額が1個あたり700円で、かつ、本新株予約権が全て行使された場合に最大になり、その額は下記「「御参考」(行使比率が100%の場合)」に記載のとおりです。

(1) 調達する資金の額

(行使比率が50%の場合)

1	払込金額の総額	1, 391, 702, 900円
2	発行諸費用の概算額	35, 431, 000円
3	差引手取概算額	1, 356, 271, 900円

- (注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権が50%行使されたと仮定した場合の金額(1,356,271,900円)であり、2020年8月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額です。
 - 2 発行諸費用の概算額は、2020年8月31日時点の概算額です。
 - 3 発行諸費用の内訳

・フィナンシャル・アドバイザー費用 : 1,500万円 ・IR・株主対応 (コールセンター) 費用等 : 1,114万円 ・登記費用等 : 472万円 ・ほふり手数料・名簿管理人手数料・取引所手数料等 : 456万円

4 本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合又は行使価額が700円を下回ることとなる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

[御参考]

(行使比率が100%の場合)

1	払込金額の総額	2, 783, 405, 800円
2	発行諸費用の概算額	42, 072, 000円
3	差引手取概算額	2,741,333,800円

- (注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権が100%行使されたと仮定した場合の金額(2,783,405,800円)であり、2020年8月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額です。
 - 2 発行諸費用の概算額は、2020年8月31日時点の概算額です。
 - 3 発行諸費用の内訳

・フィナンシャル・アドバイザー費用 : 1,500万円 ・IR・株主対応 (コールセンター) 費用等 : 1,114万円 ・登記費用等 : 896万円 ・ほふり手数料・名簿管理人手数料・取引所手数料等 : 696万円

4 本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合又は行使価額が700円を下回ることとなる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本資金調達で調達する差引手取概算額1,356,271,900円については、①M&A資金、人材投資(採用、人件費)にそれぞれ充当いたします。本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

なお、当該調達金額は、本新株予約権の50%が行使された場合の見込み額であり、 最大調達額未満となった場合の充当の優先順位は、①M&A資金、②人材投資(採用、人 件費)となります。

当社グループは、2019年5月に公表した中期経営計画において売上3,068百万円、営 業利益772百万円を目標値として定め、既存事業の強化と自律成長およびM&Aを含む資 本業務提携へ取り組むことによる成長戦略を描きました。しかしながら、本資料の 「2. 本ライツ・オファリングの目的等」に詳細を記述している通り、これまでM&Aに て取得した企業も含む当社グループの現在の事業の自律成長のみで達成することは困 難であるとの見通しを改めて立てました。中期経営計画では、高度ITエンジニアの育 成・紹介まで一気通貫したサービスを行う「iStudy Academy」事業が2022年10月期に 売上12億円・事業売上総利益9億円を目指す成長戦略を描いておりましたが、Web広告 等へのマーケティング投資を手控えて運営した結果2020年10月期第3四半期連結累計 期間の当該事業の売上は25百万円程度を見込み、2022年10月期に売上12億円達成には 及ばない見通しを立てております。このような状況の中、M&Aによる非連続的な事業規 模の拡大は必要不可欠であると考え、中期経営計画達成には最も影響力があるだろう と判断しております。 M&Aは売主側との交渉等を踏まえると適時の意思決定と支払い が必要であり、2020年8月末時点の当社グループの預金残高575百万円から考慮すると 当該調達金額相当のM&Aに充当可能な資金余力は不足しているという理由から、柔軟性 の高い増資資金が望ましいと考えております。したがって、最も高い優先順位として おります。一方、人材投資(採用、人件費)については、M&A資金のように一時的に発 生するものではなく、一定期間継続的に必要となるという特性から、当社グループが 保有している有価証券等の資産を順次売却することにより得られた資金を充当するこ とで対応可能であると判断しております。

また、本新株予約権が50%を超えて行使され、実際の調達金額が当該調達見込額を 上回った場合の差額については、運転資金に充当する予定です。なお、調達資金の資 金使途を変更する場合は、速やかに開示いたします。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①M&A資金	1, 306	2020年11月~2022年3月
②人材投資(採用、人件費)	50	2020年12月~2022年10月
合計	1, 356	

※上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する他、国債や公社債などリスクの低い金融商品で運用する予定です。

①M&A資金

当社が想定しているM&Aの対象企業は、下記のような事業をしている企業としております。

- ·HR (Human Resources) 領域 (当社注力領域)
- ・先端リードテクノロジー領域(ブロックチェーン、AI、IoT)
- · IT技術のSES事業 (ITエンジニア数の規模追求)
- ・デジタルマーケティング事業 (当社グループに不足する機能)

規模の大小に関わらず、複数社とのM&Aを検討いたしますが、目安としては対象企業の株式の過半数以上を取得する想定であり、売上規模100百万円から2,000百万円程度となる会社をターゲットといたします。

具体的に計画されている案件はございませんが、下記のような特色の企業をM&A仲介 事業者を通じて検討を進めております。今後、案件が決定した際には、適切なタイミ ングで開示を行って参ります。

	検討企業の事業内容	取得検討金額 (百万円)	取得予定時期
1	e ラーニング講座運営お よび資格認定	300~500	2021年3月
2	デジタルマーケティング 事業	300~500	2021年3月~ 2021年5月
3	ソフトウェアの受託開発	未定	2021年3月~ 2021年6月

なお、上記の取得予定時期内にM&Aが予定通り実施されない場合、本ライツ・オファリングの目的に従い、取得予定時期の延長により引き続きM&A対象企業の選定を続けて参りたいと考えております。併せて、当社事業とのシナジーに期待できる事業買収の方法によるM&Aも検討して参ります。万が一、株式取得および事業買収のどちらのM&Aも実現目処が立たない場合は、中期経営計画の延長を含む見直しを行うと同時に、当社で最も利益率の高いセグメントであるeラーニング事業への事業投資により企業価値向上を目指して参ります。

②人材投資(採用、人件費)

当社グループは、2019年10月から現在までの間に連結子会社が4社、連結孫会社が1社増加し、当社を含めると1年足らずの間に6社の連結グループに急拡大しております。急拡大する当社グループが、引き続きM&Aにより組織拡大していくに当たり、多角化している当社グループの経営資産を活用し、各法人のシナジー効果を意識しながらグループ全体の企業価値向上に働きかけられる事業推進人材と成長拡大を続ける組織のゴーイング・コンサーンの実現に貢献する管理系専門人材の採用が必要不可欠となります。採用コストは、事業推進人材1名、管理系専門人材3名、合わせて8百万円、2020年12月から2022年10月までの間の増加人件費は42百万円です。

7. 資金使途の合理性に関する考え方

本ライツ・オファリングは、中期経営計画の達成をより確実にすることを目的とし、 ①M&Aを含む更なる事業投資、②急拡大する組織運営のための人材投資を行うものです。つまり、当社グループの今後の収益力強化と企業価値向上を目的としていることと同義であり、既存株主に対する株主価値の向上につながると考えていることから、調達する資金使途は合理的であると考えております。

8. 発行条件等の合理性

(1)権利行使価額及びその算定根拠等

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株式数及び行使価額については、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、発行可能株式総数及び既存株主による本新株予約権の行使の可能性(株主様が本新株予約権を行使できるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案したうえで、行使価額については、既存株主様への株主還元のため、当社株式の時価と無償の中間の価格で発行することとして、1株当たり700円(本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日(2020年9月9日(水))の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値1,400円を2で除した結果の値(小数点以下切り上げ))といたしました。ただし、条件決定日株価が、1,400円を下回る場合は、条件決定日株価を2で除した金額(小数点以下切り上げ))に設定いたしました。また、割当数については、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることといたしました。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ、当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。

一方、本新株予約権を行使しなかった場合又は本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を放棄したものとみなされた場合、株主の皆様御所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、全ての株主様に対して新株予約権の割当てが行われ、行使を望まない株主様については割当てを受けた新株予約権を市場内外で売却することができるなど、既存株

主様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本新株 予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。さらに、当 社は、本新株予約権無償割当ての発行条件の合理性については、株主様へのより充実 した情報提供とそれに基づく株主様の承認を得ることが必要であると考え、本新株予 約権無償割当ての実施に関して、出席された(書面投票を含む)株主様の議決権の過 半数の承認を得ることを実施の条件としています。

(2) 取得条項及びその対価等

本新株予約権の取得事由は定めません。

9. 行使状況の公表方法

本新株予約権の権利行使期間内における一般投資家の行使状況及びその時点における発行済株式総数の公表につきましては、①2020年11月6日(金)までの行使状況及び2020年11月6日(金)現在の発行済株式総数を2020年11月11日(水)に、②2020年11月13日(金)までの行使状況及び2020年11月13日(金)現在の発行済株式総数を2020年11月18日(水)に、③2020年11月20日(金)までの行使状況及び2020年11月20日(金)までの行使状況及び2020年11月20日(金)までの行使状況及び2020年11月27日(金)までの行使状況及び2020年11月27日(金)現在の発行済株式総数を2020年12月2日(水)に、⑤2020年12月4日(金)までの行使状況及び2020年12月2日(水)に、⑤2020年12月4日(金)までの行使状況及び2020年12月4日(金)現在の発行済株式総数を2020年12月9日(水)までの行使状況及び2020年12月9日(水)までの行使状況及び2020年12月9日(水)現在の発行済株式総数を2020年12月16日(水)にそれぞれ公表する予定です。なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります。

10. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「6. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途へ充当することにより、中期経営計画の達成をより確実にすることを目的とし、①M&Aを含むさらなる事業投資、②急拡大する組織運営のための人材投資を行うものです。これによる収益力強化により、企業価値の向上に寄与するものと考えております。具体的な影響につきましては、判明次第開示する予定です。

11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 各株主の皆様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた株主様につきましては、本新株予約権の行使による 当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却のいずれかの 方法を採ることが可能となっております。具体的な手続につきましては、公表済みの 「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に 関するご説明(Q&A)」を御参照ください。なお、本資金調達方法は行使期間内にお

— 22 —

いて行使されなかった新株予約権が失権(消滅)するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分に御留意いただく必要がございます。

(2) 単元未満株式の交付について

本新株予約権無償割当てにおいては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が1株であり、当社の単元株式数は100株であることから100個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。100個未満の本新株予約権については、東京証券取引所における本新株予約権の売買単位は100個であり、100個未満の本新株予約権を市場で売買することはできませんが、市場外での売買については売買単位による制約はありません。

(3) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主及び投資家の皆様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引のある証券会社で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要があります。

詳細につきましては、「ライツ・オファリング (ノンコミットメント型/上場型新株 予約権の無償割当て) に関するご説明 (Q&A)」を御参照ください。

(4) 外国に居住する本新株予約権者による本新株予約権の行使について

外国に居住する本新株予約権者については、以下の例外措置が適用される場合を除き、原則として、本新株予約権の行使が制限されます。すなわち、外国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権の行使に関しそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ、当該事項を当社が確認した旨の通知が口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該外国に居住する本新株予約権者宛に書面にて送付されない限り、本新株予約権を行使することができないこととされています。

本新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしましたが、当社といたしましては(i)米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要があり得る当該国における登録等の手続に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に当該外国居住株主の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること、

(iii) 外国居住株主が2020年4月末において保有する当社普通株式の数は合計297,100株(同日時点における当社の発行済株式数(自己株式を除きます。)の7.47%)に過ぎないこと等に鑑み、慎重に検討を行った結果、本ライツ・オファリングを実行するに当たり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があると判断し、また外国居住株主の利益との関係での相当性に鑑み、新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れることから、株価より低い行使価額で株式を取得することができる他の株主と比べても経済的な不利益を受けることはなく、また、外国居住株主が我が国の市場で株式を購入することができる状況にある場合には、外国居住株主は、株式を購入することにより持分割合を維持することが可能であること等の理由から、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと当社として判断いたしました。

なお、かかる検討に際しては、OMM法律事務所(東京都千代田区 代表弁護士 大塚和成)より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

また、本新株予約権の募集につきましては、日本国以外の法域において登録又は届 出を行っておらず、またその予定もありません。

(5) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数(2020年8月31日現在)及び割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する 比率
発行済株式数	4,004,600株	100.00%
現時点の潜在株式数	85,000株	2.12%
現時点の自己株式数	28, 306株	0.71%
割当てによる潜在株式数	3, 976, 294株	99. 29%

- (注1)「割当てによる潜在株式数」の「株式数」は、「発行済株式数」から「現時点の自己株式数」を控除した数を基準として算出しています。
- (注2)「割当てによる潜在株式数」の「発行済株式数に対する比率」は、「発行済株式数」に「割当てによる潜在株式数」を除して算出しています。
- (注3) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、 発行される普通株式数は減少します。

第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社クシム第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の割当ての方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2020年10月31日 (土)(以下「株主確定日」という。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」という。)。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

- 4. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日 2020年11月2日(月)
- 5. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権1個当たり700円(本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日(2020年9月9日(水))の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値1,400円を2で除した結果の値、小数点以下切り上げ)とする。ただし、2020年10月27日(火)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「条件決定日株価」という。)が、1,400円を下回る場合は、条件決定日株価を2で除した金額(小数点以下切り上げ)とする。

- (3) 本新株予約権の行使期間
- 2020年11月2日(月)から2020年12月9日(水)までとする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本 本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分

の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本 準備金の額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない。(会社法第236 条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

- 7. 本新株予約権の行使請求受付場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UF I 信託銀行株式会社 証券代行部
- 8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行 本店営業部
- 9. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新 株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座 管理機関をいう。以下同じ。) に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び払込 金の支払を行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法 (U.S. Securities Act of 1933) ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

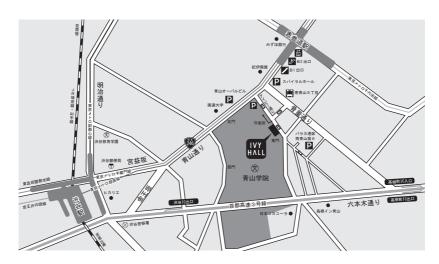
- (1) 上記各項については、当社臨時株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以上

株主総会会場ご案内図

[会場]:アイビーホール青学会館2階「ミルトス」

東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号 電話 (03) 3409-8181



「交 通〕

(地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B3出口より徒歩約5分)

(都営バス)

- ●渋谷駅前⇒新橋駅前行き(渋88系統)「南青山五丁目」下車 (徒歩約3分)
- ●新橋駅北口⇒渋谷駅前行き(渋88系統)「青山学院前」下車 (徒歩約3分)

[お願い]

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。